平成２２年（フ）第１７号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川215番地
コーポ福助307号
債務者　藤田　真一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３９６号
埼玉県狭山市つつじ野３番15―501号
債務者　吉峰　光明
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１２４４号
名古屋市天白区池場３丁目612番地
債務者　川崎益美こと　川﨑　益美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１３号
名古屋市名東区藤森西町505番地の１　グランハート藤森２Ｂ号
債務者　神戸　麗雅
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６２号
大阪府柏原市大県３丁目８番19―119号、前住所大阪市東淀川区小松２丁目６番34号
債務者　村上　誠一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６８４号
大阪府河内長野市木戸東町５番30―303号
債務者　橋野　由美（旧姓梅川）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３８号
堺市西区上385番地６　レジデンスセイバリ205号、前住所大阪府高槻市安岡寺町５丁目19番８号
債務者　奥山　崇秀
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
広島県三次市三良坂町三良坂1212番地３
債務者　藤岡　靖人
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１３号
広島県三次市三和町上壱46番地
債務者　平元　裕二
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１８号
広島県三次市十日市西５丁目２番５号
債務者　福丸　文子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第２１１号
盛岡市三本柳４地割８番地10　シティハイツA103号
債務者　菊地　達雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２７７号
盛岡市向中野２丁目５番５―302号
債務者　兼平佳津江
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３５号
盛岡市永井31地割52番地
債務者　兼平　　安
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３３６号
盛岡市永井31地割52番地
債務者　兼平　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９号
新潟県新潟市江南区曽野木１丁目３番２―2055号、前住所新潟県新潟市江南区物見山４丁目６番14号　アネックスホソノＦ号
債務者　佐藤　武義
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
福島県会津若松市米代２丁目６番７号　市営米代団地４棟５号
債務者　本田　由美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３９８号
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋547番地の３
債務者　木村　千鶴
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０５号
金沢市竹又町イ184番甲地、従前の住所金沢市長町１丁目１番61号
債務者　若林奈美枝
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所